

国立大学法人愛媛大学役員給与規程

平成16年4月1日
規則第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めるものとする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給)

第3条 俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日（月曜日に限る。）に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支払方法)

第4条 役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、役員から申し出があった場合において、給与の全部を役員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の口座に振込む方法により支払うものとする。なお、法令等に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第5条 月の初日以外の日において新たに役員に就任した者に支給する就任当月分の俸給、地域手当及び広域異動手当は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給、地域手当及び広域異動手当の月額から控除した額とする。

2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の俸給、地域手当及び広域異動手当は、それぞれの日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給、地域手当及び広域異動手当の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する当月分の給与は、当月分の給与の月額的全額を支給する。

(給与の日額)

第6条 前条に規定する日額は、当該月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日で除して得た額とする。

(俸給)

第7条 常勤役員の俸給表は、次のとおりとする。

常勤役員俸給表

号俸	俸 給 月 額
1	716,000円
2	772,000円
3	829,000円
4	1,049,000円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、理事にあつては、第2号に掲げる範囲内で、その者の経歴、実績等を考慮して、学長が決定する。

(1) 学長 4号俸

- (2) 理事 1号俸以上3号俸以内
- (3) 監事 1号俸

3 特別な事情により、第1項の俸給表により難い場合は、国立大学法人愛媛大学役員会の議を経て、学長が別に俸給月額を定めることができる。

(地域手当)

第8条 地域手当は、国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第18条第3項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、支給要件に該当する常勤役員に支給する。

(広域異動手当)

第8条の2 広域異動手当は、給与規程第18条の2の規定に基づく職員に対する広域異動手当の例に準じて、支給要件に該当する常勤役員に支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、給与規程第21条第1項の規定に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて、支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程第21条第2項別表第5に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、給与規程第22条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく職員に対する単身赴任手当の例に準じて、支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、給与規程第22条第4項別表第6に規定する額とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される役員との権衡上必要があると認められるものについては、職員に対する単身赴任手当の例に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する単身赴任手当の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第11条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職又は国立大学法人法第17条第1項及び第2項第1号に該当して解任された常勤の役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職又は解任された常勤の役員にあっては、退職又は解任された日現在）において、当該役員が受けるべき俸給月額、地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、100分の172.5を乗じて得た額に、6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人法第9条に定める国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額又は減額した額とすることができる。
- 4 前項の規定を適用する場合は、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が決定するものとする。
- 5 第2項に規定する在職期間には、国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程第6条及び第7条

に規定する役員としての引き続いた在職期間とみなす期間を含むものとする。

- 6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第12条 非常勤役員手当は、第7条に規定する常勤役員の俸給を基に、当該役員の勤務形態等を考慮して、学長が別に定める。

- 2 非常勤役員手当は、毎月17日に支給する。この場合において、第3条第1項ただし書の規定を準用する。

(端数の処理)

第13条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の改定に伴う経過措置)

第2条 平成18年4月1日(以下「改定日」という。)の前日から引き続く任期を有する役員及び改定日に任期のある役員については、当該任期中に限り、第7条に規定する俸給月額のほか、改定日の前日に受けていた俸給月額と第7条に規定する俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 2 改定日に任期のある非常勤役員について、前項に規定する役員と均衡上必要があると認められるときは、当該任期中に限り、前項に準じて手当額のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。この場合において、改定日から任期が付されている非常勤役員については、改正前の第12条第1項に規定する額を改定日の前日に受けていた手当額とみなす。

第3条 前条の規定による俸給を支給される役員に関する第11条第2項中、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人愛媛大学役員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規則第56号)附則第2条第1項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則

この規程は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第2条 平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合は、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年規則第33号)附則第2項の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 広域異動手当に関する経過措置の適用について、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年規則第33号)附則第3項の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年2月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

第2条 平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、地域手当の取扱いについて(平成19年4月1日学長裁定)第1の表の支給割合とする。

附 則

この規程は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の147.5」とする。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関しては、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規則第78号)附則第4条の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

(地域手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日において改正前の国立大学法人愛媛大学職員給与規程第18条 第3項の適用を受けている職員及び施行日に同項の規定の適用を受けることとなる職員に関しては、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規則第78号)附則第5条の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

(広域異動手当に関する特例)

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関しては、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規則第78号)附則第6条の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 切替日前に職員がその在勤する官署を異にした異動をした場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関しては、国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規則第78号)附則第7条の規定の例に準じて、取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月17日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は平成27年

4月1日から、第11条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月22日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月8日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(施行日前の退職者への適用)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前までに退職した者には、改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月29日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、第11条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前までに退職した者には、改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月29日から施行する。ただし、第7条の規定は令和6年4月1日から、第11条の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正

後のこの規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前までに退職した者には、改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。